

東京都による農畜産物中の放射性物質検査(第 90 報)及び水産物中の放射性物質検査(第 51 報)について

福島第一原子力発電所の事故を受け、都は第 90 回目の農畜産物の検査、第 51 回目の水産物の検査を行いましたので、お知らせします。

1 検査内容及び結果

(1) 検査実施機関

- ・東京都農林総合研究センター：農畜産物
- ・(財) 日本食品分析センター：水産物

(2) 検査対象品目

【農畜産物】

- ・青梅市で栽培したコマツナ 1 検体
- ・羽村市、瑞穂町、福生市、奥多摩町、日の出町で栽培したハウレンソウ 5 検体
- ・八王子市で搾乳した原乳 1 検体

【水産物】

- ・多摩川水系海老取川（大田区）採取したヤマトシジミ 1 検体

(3) 検査結果（詳細は別紙）

検査した結果、すべての検体が基準値を下回りました。

2 今後の対応

都は、今後とも関係機関と連携し、都内産農林水産物等の放射性物質検査を実施していきます。

※ これまでの検査結果については、産業労働局のホームページをご覧ください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/whats-new/nousanbutu.html>

《問い合わせ先》

○都内産農林水産物の放射能検査に関すること

産業労働局農林水産部

（農畜産物） 平野

電話：03-5320-4838

内線：37-320

（水産物） 中野

電話：03-5320-4846

内線：37-410

都内産農畜産物(第90報)及び水産物(第51報)の放射性物質検査結果

別紙

1 農畜産物の結果

品目	採取場所	採取日	検査機関	検査結果【放射能濃度 (Bq/kg)】	
				セシウム-134	セシウム-137
1 コマツナ (施設栽培)	青梅市内農家	平成25年 3月 4日	東京都農林総合研究センター	ND(< 4)	ND(< 6)
2 ホウレンソウ (露地栽培)	羽村市内農家	平成25年 3月 4日		ND(< 5)	ND(< 6)
3 ホウレンソウ (露地栽培)	瑞穂町内農家	平成25年 3月 4日		ND(< 5)	ND(< 6)
4 ホウレンソウ (露地栽培)	福生市内農家	平成25年 3月 4日		ND(< 6)	ND(< 7)
5 ホウレンソウ (露地栽培)	奥多摩町内農家	平成25年 3月 4日		ND(< 5)	ND(< 5)
6 ホウレンソウ (露地栽培)	日の出町内農家	平成25年 3月 4日		ND(< 6)	ND(< 6)
7 原乳	八王子市内酪農家	平成25年 3月 6日		ND(<0.7)	ND(<0.7)

2 水産物の結果

品目	採取場所	採取日	検査機関	検査結果【放射能濃度 (Bq/kg)】	
				セシウム-134	セシウム-137
1 ヤマトシジミ	多摩川水系海老取川(大田区)	平成25年 3月 3日	(財)日本食品分析センター	ND(<5.0)	ND(<5.6)

注 原乳とは、乳牛から搾乳したばかりの生乳のことで、基準値は「牛乳」に分類される

※ 農林水産物の放射性セシウムの基準値はセシウム-134と137の合計で100Bq/kg、放射性ヨウ素は半減期が短いため基準値の設定はなし

※ 牛乳の放射性セシウムの基準値はセシウム-134と137の合計で50Bq/kg、放射性ヨウ素は半減期が短いため基準値の設定はなし

※ 「ND」とは、検査機関の分析による検出限界値未滿を示す